

広報 ごよがわら

発行所
五所川原市役所
524号
昭和57年8月1日
印刷 西北印刷

市の人口	男	25,662人	世帯数	14,621
53,067人	女	27,405人	(昭和57年7月1日現在) 住民基本台帳から	



「ファミリーフェスティバル」開催

「太陽の下で楽しい休日」と7月11日、家族の祭典ファミリーフェスティバルが、市内狼野長根公園で盛大に開催されました。

この日は、雲一つない晴天にめぐまれ約5,000人の子供づれや若者でにぎわいました。

会場には、夏のよびものウォーターボブスレーやスキ

ー場、金多豆蔵、ロック&フォーク等色々な趣向をこらした各コーナーが設けられ、好天の中汗を流しながら声援を送る姿があちこちにみうけられました。

なかでも、ウォーターボブスレーと縫いぐるみのパンダやウサギのコーナーに子供達の人気が集まり、ぬけるような青空に歓声がこだましていました。

夏だ、スポーツだ、狼野長根だ

勤労者野外活動施設のご案内

ウォーター・ボブスレー

いまアメリカで爆発的な人気を呼んでいるサマーレジャーの決定版ともいえるスポーツです。

水に乗り延長百メートルのクレインを滑り、プールまでの二十、三十秒間のスピードとスリルを味わうことができます。

クロツケゴルフ

ヨーロッパ生まれのクロケットに、ゴルフのバットの面白さとクッションをうまく利用するビリヤードの妙味を三者ミックスした全く新しいスポーツです。

ゴルフのルールを基調に、マレーと呼ぶ木桶状のもので球を打ち、各ホールごとに定められたゲートナンバリーを順次狙ってセンターピンに達するもので、ゲート及びコート枠をうまくクッションに使いながら九ホール・パー三十六に挑戦、いかに最少打数であるかを競い合うゲームです。

人工スキー

真夏でも雪と変わらないスピード感覚を味わうことが

できます。

太陽に光る雪の飛沫がなだけで、雪上と全く同じフィーリングが伝わってきます。太陽のグレンデ、灼



熱の銀世界。

体力づくり

アーチェリー場、ゲート

ボール場、体力測定広場等があります。

ウォーターボブスレー利用料

区分	半日	1日
小学生	200円	400円
中・高校生	300円	600円
一般	400円	800円

クロツケゴルフ場利用料

区分	1時間
小学生	100円
中・高校生	200円
一般	300円

人工スキー場利用料

区分	半日	1日
小学生	300円	500円
中・高校生	400円	700円
一般	600円	1,000円

アーチェリー場利用料

区分	半日	1日
高校生	300円	600円
一般	400円	800円

和室及びラウンジは無料解放ですが、専用の場合の利用料

区分	半日	1日
和室	1,500円	3,000円
ラウンジ	2,000円	4,000円

利用のご案内

- 休館日 毎週月曜日と十二月二十九日から翌年一月三日まで。
- 利用時間 平日は、午前九時三十分から午後四時まで。
- 用具等の利用 備えつけの用具等
- お問合わせ先 利用等について詳しくは、センターハウス事務室(☎29-363-2番)にお問い合わせ下さい。
- 食堂・喫茶室もあり
- 休館日 毎週月曜日と十二月二十九日から翌年一月三日まで。
- 利用料を納めてから貸し出しを受けて下さい。
- 食堂・喫茶室もあり
- お問合わせ先 利用等について詳しくは、センターハウス事務室(☎29-363-2番)にお問い合わせ下さい。

謡曲教室

一般のご参加を歓迎します。
 □とき 八月十五日(日)午後一時
 □ところ 布屋町峰鶴旅館
 □受講料 無料
 □講師 東京芸大音楽学部講師 寺井良雄氏
 主催 五所川原宝生会
 後援 五所川原中央公民館

▽土地の取引には届出が必要で
定められた広さ以上の土地取引をするときは、契約する前に市町村長を通して届出が必要で
届出が必要で
市街化区域は二平方メートル(約二反歩)以上
①を除く都市計画区域は五千平方メートル(約五反歩)以上
③都市計画区域は一万平方メートル(約一町歩)以上
です。
▽一団の取引も届出が必要で
一まとまりの土地を二人以上の土地所有者から買うとか、多数の人に分割して売るときは、一人当りの取引面積が定められた広さ以下の取引であっても、まとめると定められた広さ以上になる場合は届出が必要で
▽届出を要しない取引もあります
農家の人が農地法第三条の許可を受けて農地として取引する場合や、国、地方公共団体が取引の相手方であるなどの場合には届出の必要はありません。
▽取引価格と利用目的を審査します。

土地取引のまえに.....

国土利用計画法による届出制



届出を必要とする取引

1. 売買契約(停止条件付・期限付契約等を含む)
2. 売買子約
3. 譲渡担保
4. 代物弁済
5. 代物弁済子約
6. 交換
7. 保留地処分(土地区画整理法)
8. 共有地の持分権の譲渡
9. 営業譲渡
10. 予約完結権、買戻し権等の形成権の譲渡

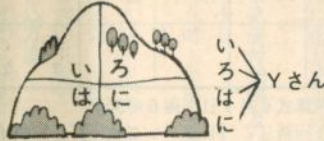
△△さんの土地
(イ・ロ・ハ・ニ・ホ)



イ→Aさん
ロ→Bさん
ハ→Cさん
ニ→Dさん
ホ→Eさん

$イ + ロ + ハ + ニ + ホ \geq \text{一定面積}$

甲さんの土地: い
乙さんの土地: ろ
丙さんの土地: は
丁さんの土地: に



$い + ろ + は + に \geq \text{一定面積}$

届出を受けた知事は、取引予定価格が著しく高過ぎたり、また利用目的が土地利用の計画にふさわしくないときは、土地利用審査会の意見をきいて、取引価格の引下げや、取引の中止を勧告するなどして適正な取引を行わせることになりま
勧告に従わないときは、一般住民にその内容を公表
問題がない場合には、届出日から六週間以内に勧告しない旨の文書で通知し、この通知を受け取れば契約ができることになりま
▽届出をしないと罰せられます
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をするなど、六カ月以下の徴役または三十万以下の罰金に処せられることがありますので、十分注意して下さい。
▽お気軽にご相談を
詳しいことについては、市総務課企画室(☎55-211-11)番内線三一八・三一九番へご相談下さい。届出書の用紙は窓口にて備えてあります。

粗大ゴミの収集運搬が廃止に

一般家庭から排出される粗大ゴミ(大型電気製品、ベット、タンス、畳、ドラム缶等)は毎月第二火曜日を集集日として収集・運搬して来ましたが、不燃物有料化(家庭から一時に排出
埋立地へ自己運搬)するか、一般廃棄物処理許可業者に依頼して処理して下さい。これらの粗大ゴミを河川、道路端、湖沼、公共の場所等に不法に投棄しますと罰せられます。

また盛夏を迎え、青果物等は水切りを十分にし、飛散、流出及び悪臭が漏れることのないよう清潔の保持にご協力下さい。

入国警備官募集

- 受験資格 昭和三十四年四月二日(昭和四十年四月一日生まれの方)
- 受付期間 八月二十七日(金)~九月九日(木)(消印有効)まで
- 試験日 第一次 十月二十四日(日) 第二次 十月二十五日(月)
- お問合せ先 仙台入国管理局
仙台市五輪二丁目三番二〇号(千九八三)
- 仙台第二地方事務合同庁舎(☎〇二二二-566076)



くらしと趣味の教室

受講者募集のご案内

市勤労青少年ホームでは、働く若人の仲間と楽しく話し合い、余暇に文化・教養・スポーツ・レクリエーション等の活動などホーム利用者相互の交流を図っております。

ふるってご応募下さい。
受講資格①市内に住所、または勤務先を有する勤労青少年。
②満15歳以上～30歳までの方。③以前に受講された方でも結構です。

- ・受講料 無料(ただし、材料費は本人負担)
- ・申込み先 勤労青少年ホーム (☎343602番)
- ・締切り 8月31日
- ・受講時間 午後6時30分から午後8時30分まで。

募 集 内 容

毎週	教室名	人 員	回 数	サークル・クラブ	サブ体育館利用日
月	手 芸	15 人	10 回	吹 奏 楽 硬 式 テ ニ ス 軟 式 テ ニ ス バ ド ミ ン ト ン	
火	茶 道 陶 芸 絵 画 絵 料	10 人 10 人 5 人 15 人	10 回 10 回 10 回 10 回	紅 葉 会 (茶) 少 林 寺 拳 法 会 山 の	
水	煎 茶	10 人	10 回	ダ ン ス 泥 窯 師	バ ド ミ ン ト ン 卓 球
木	着 付 生 花 レ タ リ ン グ	10 人 10 人 15 人	10 回 10 回 10 回		
金				ダ ン ス ま な ぐ	バ ド ミ ン ト ン 卓 球

開講式9月1日午後6時30分
※今回新しく【レタリング教室】を開講することになりました。
誰でも早く美しく書ける、すぐに役にたつレタリング教室へどうぞ。

第11回 げんと忌開催

今年も郷土の生んだ偉大な作曲家上原げんとを偲ぶげんと忌を開催します。多数のご参加をお待ちします。

【とき】 八月四日(水)
午前十時～三十分

【ところ】 神山フラワーセンターげんと忌碑前
◎当日午前十時～市民文化会館前からバスをご利用下さい。

◎懇親会費二千円
◎申込み・お問い合わせは七月三十一日(土)まで市中央公民館(☎35660五六番)へ

成人式は8月15日 対象は37年生まれ

今年市青年協議会や菊栄会(勤労青少年ホーム利用者の会)等七団体が参加し「新成人を祝う実行委員会」がつくられ、歌声、陶芸、写真、茶道、映画などのコーナーを設けみなさんをお待ちしています。

十一月一日から同年十二月三十一日まで

【お問い合わせ先】 市教育委員会・社会教育課(☎352211番・内線)

【対象者】 昭和三十一年生まれの方

電電「絵画・作文コンクール」募集

ご家族、友人等をお誘い合わせのうえご参加下さい。
【とき】 八月十五日(日) 午前十時～正午

【ところ】 市中央公民館

【対象者】 昭和三十七年

【対象者】 対象者にはハガキで通知しておりますが、ハガキが届いていない方はご連絡下さい。

【締切日】 八月三十一日

【送り先】 五所川原電報電話局第一営業課(〒037)五所川原市上平井町一〇二

【応募資格】 小学校高学年(四、五、六年生)

【種目】 絵画の部 A3判

「社会福祉公開講座」

ふるってご応募を

【受講対象者】 一般市民、とくに勤労者、学生、ボランティア、社会福祉施設職員を歓迎します。
【定員】 百人
【申し込み】 八番が市福祉事務所(☎352211番)へ
【開催場所】 市中央公民館(☎35660五六番)へ
【申し込み】 八番が市福祉事務所(☎352211番)へ
【開催日時】 八月二十六日(木)から九月三十日(木)までの毎週木曜日
【開講時間】 午後六時から八時まで
【受講料】 無料

【ところ】 市内栄町

布屋大橋下部工工事

8月15日から通行止め

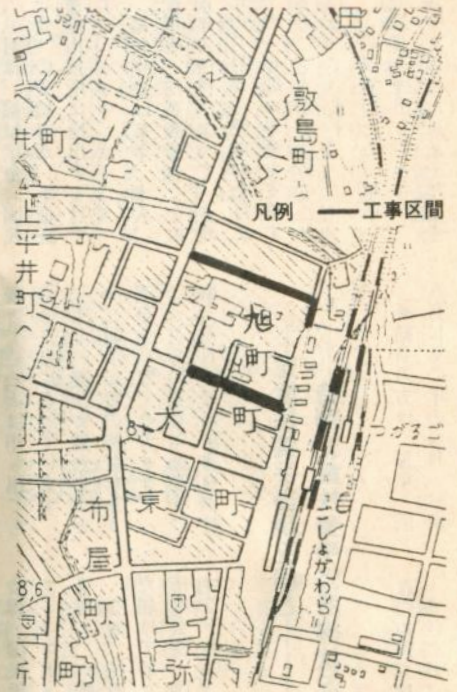
市では
3・4
3 漆川・
岩木町線
(立体交
差橋)の
布屋大橋
下部工工
事を行い
ます。
□工事
期間 八
月十五日
から昭和
六十年三
月三十一
日の間、



車の通行、歩行者のみなき
ん方にはご不便をかせます
が、朝夕の交通渋滞を一日

も早く解消するためにご協
力をお願いします。

管きよ工事に協力を



旭町通り等でも開始

市では、公共下水道の管
きよ工事を行っています
新たにトッパンの個所でも
行うことになりましたので
みなさんの協力をお願いし
ます。
□工事期間 七月十九日
〜十月二十日まで
この間、一部通行止とな
る個所もあり車の通行や商
店、歩行者のみなさんには
大変不便をかせますが、公
共事業をご理解いただき、
事故防止等に協力をお願い
します。
(市下水道課)

弘前大学公開講座

受講者募集のご案内

市中央公民館では、弘前
大学と共催で「今日の商業
経営」の講座を次の日程で
開催します。
多数の受講をお待ちして
おります。

□開催場所 市中央公民
館(鎌谷町一七の七)

□開催時間 午後六時三
十分〜九時三十分(ただし、
一講師だけは八時三十分ま
で、受講者の利用交通機関
等の都合で講義時間を短縮
することがあります)

□募集人員 五十人(募
集人員に達し次第締め切り
ます)

□申込受付期限及び時間
八月十日
午前九時〜午後四時(平
日)

午前九時〜正午(土曜日)
□申込先 中央公民館
(☎35六〇五六)

□申込方法 「申込先」
に備え付けの所定の用紙に
記入し、申し込んで下さい。

□受講料 千円(テキスト
ト代)

□修了証書 総講義時間
数の三分の二以上出席の方
に授与します。

日程・講座内容及び講師

テーマ	月	日	講義題	講師
今日の商業経営	8月	16日(月)	改正商法の諸問題	人文学部 教授 佐藤 敏昭 助教授 新井 一夫 助教授 濱本 道正 助教授 四宮 俊之 講師 佐藤 芳彰 助教授 佐藤 昭史 教授 金子 芳史
		18日(水)	財務諸表の見方と活かし方 ―損益計算書を中心に―	
		20日(金)	今日の商業経営と財務分析	
		23日(月)	大量流通の歴史と現代商業経営	
		25日(水)	商業環境の変化と中小事業者の適応	
		27日(金)	生活圏に応じた商業経営の改善	
	30日(月)	小規模企業の問題点		

※講義テキストを配付します。講義によってはスライド等の視聴覚教具を使用します。

年金のはなし

その12の5

年金の支給停止

一定の事項に該当した場合、福祉年金の支給が停止されます。

- ① 公的年金を受けているとき
- ② ある程度の所得があるとき

福祉年金は、その費用の全額が、国の負担によつて支給される年金であるため、福祉年金の受給権のある人すべてに支給されるものではなく、ある程度生活にゆとりがある

受給権があっても年金の支給が止められるとき

と認められる人などには支給が止められることに

- (ア) 受給権者本人にある程度の所得があるとき
- (イ) 配偶者にある程度の所得があるとき
- (ウ) 扶養義務者にある程度の所得があるとき

③ 障害の程度がよくなつたとき
 ④ 国内に住所がないとき
 ⑤ 業務上の災害補償を受けることができるとき
 ⑥ その他

工公的年金を受けているとき
 受給権者が恩給や厚生年金などの公的年金を受けることができるときは、次の場合を除くほか、福祉年金は支給されません。

① 受けている公的年金が普通恩給、普通扶助料、退職年金などの一般の公的年金であるときで、その年金を受けている人が大尉以下の旧軍人またはその遺族であるとき。この場合は、福祉年金の全額が支給されます。

なお、詳しくは、次号をご覧ください。

提出して下さい!! 福祉年金(国民年金)の証書

八月は、福祉年金(国民年金)の受給者が、年金証書を市役所に提出する月です。

福祉年金は毎年、本人、配偶者、扶養義務者などの前年の所得によつて、その年の八月から翌年の七月までの一年間の年金を支給するか、どうかを決めることになっていきます。

この調査のため、毎年一回証書を提出してもらい、併せてほかに恩給や年金を

受けている人は申し出てもらうことになっていきます。もし、提出が遅れますと、十二月支給分の福祉年金が受けられなくなります。

八月分の福祉年金を受け取つたらすぐに証書を市社へ提出して下さい。

児童扶養手当現況届と特別児童扶養手当所得状況届を

受給者の方は、毎年一回八月にその年の八月一日現

在の現況を届け出る事になっていきます。別表に定める

関係書類を添付し届け出をして下さい。この届をしなれば八月以降の手当を受けることが出来なくなりま

●提出期間
八月十一日～八月二十四日

●持参するもの
児童扶養手当証書、印鑑、その他別表を参照して下さい。

●提出先
市福祉事務所、児童係

現況届、申立書の用紙は係で用意してあります。

児童扶養手当現況届添付書類

区分	添付書類
1 父母が離婚又は父死亡	母及び対象児童が属する世帯全員の住民票
2 父から遺棄	① 本人の申立書と民生委員等(福祉事務所長又は市町村長)の証明書 ② 母及び対象児童が属する世帯全員の住民票
3 父が拘禁	① 刑務所等(又は拘留所)の証明書 ② 母及び対象児童が属する世帯全員の住民票
4 未婚の母	① 対象児童の謄(抄)本 ② 母及び対象児童が属する世帯全員の住民票
5 生死不明	① 福祉事務所又は警察署等の証明書 ② 母及び対象児童が属する世帯全員の住民票
6 受給者が養育者の場合	上記1～5の添付書類のほかに、養育申立書及び民生委員等(福祉事務所長又は市町村長)の証明書
7 母が別居監護の場合	上記1～5の添付書類のほかに、母の別居監護申立書及び民生委員等(学校長又は寄宿舎長)の証明書
8 (他市町村)他県からの転入者	57年1月2日以降に転入した人は、前住居地の市町村長の56年分所得証明書

中元資金のご案内

国民金融公庫では、七月一日から中元資金の取り扱いははじめました。

春以降の好天続きにより景気の先行見通しが明るいところから資金需要が活発化してくるものと予想されます。

貸付利率 年 八・二%

ご相談は五所川原商工会議所または国民金融公庫 前支店(☎〇一七二一三六八―六三〇三)へ

奈良 昭

心身障害者扶養共済制度 ご 案 内

特色

- この制度は保護者の相互扶助にもとづく共済制度です。
- 生活に困っている人のため掛金を減免します。
- 県外に転出する場合は、東京都を除く道府県の制度に継続して加入することができます。
- 2口加入することによって、障害者に支払われる月々の年金額が4万円になります。

加入できる方

- 将来独立自活することが困難な精神薄弱者、身体障害者などを扶養している方で次のすべての条件に該当するとき。
 1. 住所が県内にあること。
 2. 65歳未満(年齢計算は4月1日現在)であること。
 3. 特別の疾病または障害のないこと。

心身障害者とは

- 将来独立自活することが困難であつて、次のいずれかに該当する方。
 1. 精神薄弱者
 2. 1級から3級までの身体障害者
 3. その他心身に永続的な障害があり、その程度が上記1及び2と同程度と認められる方(たとえば、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、腎臓疾患等の内部障害、自閉症、精神病など)

年金管理者

- 心身障害者が年金を受けとり管理することが困難である場合、加入者はあらかじめ年金管理者を指定することができます。

掛金の減免

- 加入者が次のような世帯に属するときは掛金(加算掛金を含む)を減免いたしますので、市福祉事務所にご相談ください。

減 免 区 分	減 免 額
生活保護世帯であるとき	10分の10の額
市町村民税非課税世帯であるとき	10分の5の額
市町村民税均等割課税世帯であるとき	10分の3の額
非常災害等を被ったとき	10分の10の額以内

- 加入又は2口の加入期間が、継続して20年以上(積算)となり、かつ加入者が65歳(4月1日現在)になったときは、掛金又は加算掛金は全額免除となります。ただし2口目の加算掛金は、65歳になった年の翌年度の加入した時の月から免除されます。

年金等の支給

- 加入者が亡くなったとき、または廃疾となったときは、その月から心身障害者に毎月2万円(2口加入の場合は毎月4万円)の年金を生涯支給します。
- この制度に1年以上加入した後、心身障害者が加入者よりも先に亡くなられたときは、一時金として弔慰金2万円(2口加入の場合は4万円)を支給します。
- 加入者または、心身障害者に次のような故意または重大な過失があったときは、年金を支給しないことがあります。
 1. 加入者が、加入後1年以内に自殺したとき。
 2. 加入者が、犯罪行為または、刑の執行によって死亡したとき。
 3. 心身障害者が故意に加入者を死亡させたとき。
 4. 加入申込みのとき、健康状態をいつわって申告したとき。

加入等申込

- 加入又は口数追加の申込みは、市福祉事務所です。
- 申込みに必要な書類は次のとおりです。
 1. 加入等申込書
 2. 障害証明書
 3. 申込者告知書
 4. 年金管理者指定届書(心身障害者本人が年金を管理できる場合は必要ありません。)
 5. 加入等申込者と心身障害者の住民票の写し(年金管理者を指定する場合は、年金管理者の住民票の写し)
- 2口めの加入は任意です。

脱退

- 次のような場合は脱退となります。(脱退月までの掛金又は加算掛金はおかえししません。)

 1. 加入者が死亡し、または廃疾となったとき。(年金支給)
 2. 心身障害者が死亡したとき。(弔慰金支給)
 3. 加入者が脱退(取消)届を提出したとき。
 4. 加入者が他の制度(道府県の心身障害者扶養共済制度)に加入したとき。

税金との関係

- 支給される年金・弔慰金には、所得税はかかりません。
- 掛金又は加算掛金は小規模企業共済掛金として、所得控除の対象となります。

掛金支払い方法

1. 納入通知書による支払い
 2. 口座振替による支払い
- なお、掛金など詳しくは、市福祉事務所(☎2111番)へお問い合わせ下さい。

◆青少年非行防止決起大会を開催◆



青少年非行防止の決起市民集会在、七月七日市庁舎前お祭り広場で開催されました。

これは毎年七月が「社会を明るくする運動月間」及び「青少年を非行から守る全国強調月間」となっているため、この運動に呼応して開催の運びとなったものです。

開会に当たり実施委員長の寺田市長が、「明るい、健全な社会にするため、きびしくともたくましく育つように」とあいさつし、続いて青森保護観察所長の小野寺昭男氏が来賓のあいさつをしました。県知事のメッセージも届き、大会のムードも盛り上ったところで私の提言と題して、五小六年の金田修治君他二名の生徒の方がこの運動について感想を述べました。

最後に五所川原地区BBS会の代表が宣言文を読み上げ、街頭パレードに移りました。

今回おこなわれた集会には、実施委員会として二十団体と小、中学校の鼓笛隊・フラスバンド等約六百人が参加したため盛大な催しとなりました。



五所川原市農業青年会議
(越谷正博会長、会員四十
八人)は七月十四日、花卉
部会がハウス栽培したキク、
カーネーションなどの花束

丹精込めた花です

農青会議 転作田でハウス栽培
を寺田市長に寄贈しました。

「食中毒」は、有害な微
生物や物質を含む食べ物を
摂取することによって、下
痢やおう吐、腹痛などの症
状を起こし、ひどい場合に
は死に至る油断のできない
病気のひとつです。

食中毒を防ごう

多く、昨年は七月から九月
の間に年間発生数三十五件
のうち三十二件(九一%)
が発生しています。

これは、細菌の繁殖に適
する温度、水分、栄養の三
条件がそろいやすいため、
冷夏と言われた昨年におい
ても例外ではありませんで
した。

転作田に補助を受け、会
員が花のハウス栽培を目指
し丹精を込めて作ったもの
です。

食中毒を予防するために
は、食品を細菌による汚染
から守ることが大切です。

そのために食品の取り扱い
については清潔、じん速、
加熱又は冷却という三つの
原則を守りましょう。

清潔 調理を始める前に
は、必ず手をよく洗いまし
よう。また食品、まな板、
ふきんなどの調理器具は、
熱湯や消毒薬で消毒するこ
とを心がけましょう。

じん速 食品は買ってき
たら長く放置しないで、手
ぎわよく調理しましょう。
とくに、生の食品材料はで
す。

— 乳幼児の健康診査 —

乳幼児の健康診査と健康相談を次の日程で行います。
該当する赤ちゃんには、受診させるようにして下さい。

■受付時間 午後0時45分から1時15分まで

■持参するもの 母子健康手帳・バスタオル

現在病気治療中か他の医療機関で健康診査を受けてい
る乳幼児はご遠慮下さい。

1歳6カ月児に限り歯科衛生指導も行います。

月 齢	対 象	と き	と こ ろ
3カ月児	昭和57年4月 生まれの乳児	8月10日	旧中央公民館
6カ月児	昭和57年1月 生まれの乳児	8月17日	
1歳 6カ月児	昭和56年2月 生まれの乳児	8月24日	

移動健康教室を開催

市と五所川原市民保健協
議会では、次の日程で、「移
動健康教室」を開きます。

お気軽においで下さい。
□とき 八月十八日(水)
午後一時から

□ところ 水野尾集会所
□テーマ 腰痛・神経痛
とその予防について

お産の準備と心得

丈夫な赤ちゃんを生み育
てるため、また安心してお
産の準備ができるよう五所
川原保健所では次の日程で

母親教室へどうぞ

産の準備ができるよう五所
川原保健所では次の日程で

□講師 桂修二氏
□とき 八月十九日(木)
午後一時から

□ところ コミュニティ
センター長橋

□講師 田辺靖彦氏
なお、当日は健康相談、
血圧測定も行います。

「母親学級」を開きます。
ぜひご出席下さい。

□とき 八月十一日(水)
□とき 八月二十五日
(水)

◎テーマ「妊娠中の生活」
□とき 九月八日(水)

◎テーマ「出産」
□とき 九月二十二日
(水)

◎テーマ「赤ちゃんの保育」
□受付時間 いずれも午
後零時四十五分から五所川
原保健所

□持参するもの 母子健
康手帳

ばい菌は水に流して!

8月2日~8日 食品衛生週間

8月は食中毒が多く発生する季節。高温多湿のいまの気候
が微生物の繁殖に適しているからです。使い終わったまな板
やほうちょうをそのままにいませんか。ばい菌の増殖を
防ぐには水洗いだけでも効果があります。手や調理器具を清
潔にして、食中毒を予防しましょう。



広報紙の早期配布にご協力下さい

(環境衛生課)